

令和6年2月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和6年2月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和6年2月6日（火）午前10時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（10人）

奥田俊夫	委員長
田中智之	副委員長
福田佐世子	委員
宇佐美まり	委員
語堂辰文	委員
辻徹	委員
稲吉道夫	委員
角谷陽平	委員
徳永未来	委員
中村麻伊子	委員

欠席委員（1人）

中村正公	委員
------	----

説明のため出席した者

野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
池本篤史	施設部次長
橋本哲也	総務課長
川戸辰也	施設課長
別所尚紀	エコ・ポート長谷山所長
馬淵武志	グリーンヒル三郷山所長
西村宗己	事業部理事付主幹
福山哲之	エコ・ポート長谷山主幹
角田賢祐	グリーンヒル三郷山主幹
竹嶋仁志	クリーン21長谷山所長補佐
増田清孝	施設課企画調整係長

事務局

親見善人	議会事務局長
------	--------

議 題

- 1 展開検査の結果等について
- 2 最終処分場のあり方検討の中間報告について
- 3 新事務所棟建設工事の進捗状況等について
- 4 ごみ減量施策の取組について
- 5 ボトル t o ボトルリサイクル事業の実施について

午前9時54分開会

○**奥田俊夫委員長** 定刻より少し早いですけども、本日、中村正公委員より欠席の届けがあります。皆さんおそろいになっておりますので、今から始めさせていただいてもよろしいでございますか。それでは、始めさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

本日は、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

先ほど申しましたように中村正公委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は10人でございます。

初めに、理事者からの挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** おはようございます。

本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日もご報告をいたしたく存じておりますのは、展開検査の結果について、最終処分地のあり方検討の中間報告について、新事務所棟建設工事の進捗状況について、ごみ減量施策の取組について、ボトルt o ボトルリサイクル事業の実施についての5点でございます。

委員会資料に沿って担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○**奥田俊夫委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

なお、当局側の説明、質疑応答につきましては、着席にてお願いいたします。

それでは、1点目の「展開検査の結果等について」の説明を求めます。

池本施設部次長。

○**池本篤史施設部次長** それでは、配付させていただいております資料に基づき、「展開検査の結果等について」をご説明させていただきます。

1、概要でございます。

安心安全なごみ処理におきまして、ごみの適正搬入は必須となるものでございます

が、事業系一般廃棄物においては、産業廃棄物である金属類、プラスチック類の混入等の不適正搬入が多く、設備の損傷や処理能力の低下の原因となっています。

このことにつきましては、令和3年4月から事業系一般廃棄物の搬入指導の強化を目的に展開検査の実施回数を増やし、不適正搬入防止を強化しており、並行して、適正搬入を行っている一般廃棄物収集運搬許可業者に対しまして、要望のあった土曜日搬入の試行を令和3年7月から実施しています。

2、展開検査の結果ですが、直近5年の結果としまして、令和元年度から令和5年度12月末までの集計数をお示ししたものでございます。

各年度におきまして、展開検査を実施した台数のうち、適正搬入台数と不適正搬入指導台数を記載しておりまして、グラフでは青色となっていますもの以外は、量の多い少ない等ありますが、何らかの不適正搬入となっているものでございます。

また、表の方には具体的な数字を記載しておりますが、令和3年度から展開検査の実施を強化した以降においても、不適正搬入指導台数の割合があまり減っていない状況が見えていただけるかと思えます。

また、参考として資料の下段に指導内容をお示しさせていただいておりますが、一般廃棄物収集運搬業の許可は市町が行っておりますので、当組合は、搬入条件に合わない不適正搬入に対しては、受入れを拒否する以外になく、市町に適正搬入の指導等をお願いしているのが現状となっております。

続きまして、資料をめくっていただきまして、2ページ、3、土曜日搬入の状況でございます。

土曜日搬入の業者につきましては、申請のあった21者を承認していますが、現在までに利用があった業者は、延べ15者でありました。

土曜日搬入につきましては、不適正搬入があった場合、その内容によっては承認を取消しすることとしております。展開検査の結果、不適正搬入により、土曜日搬入を取消しした業者につきましては、この資料作成時点では3者となっておりますが、しかしながら、令和6年2月（当月）から新たに1者が取消しとなりまして、現時点では4者となっております。そのうち1者は承認はしておりますが、土曜日搬入の実績はない業者でございます。

また、グラフ及び表につきましては、令和3年度の土曜日搬入開始以降の各年度の実績となっております、ご覧いただいたとおり、右肩下がりの状況を見ていただけるかと思っております。

また、表の右の欄をご覧ください。土曜日の1日当たりの搬入台数は、平均で十数台というふうになっておりまして、土曜日搬入の試行開始時での想定搬入台数、約40台と比較して、低調に推移しております。

参考として、表の下の米印でお示ししております平日における1日当たりの搬入台数の実績の最大は129台、平均で79台というのも大きく下回っている状況となっております。

最後、4、総括でございますが、丸の1つ目、適正搬入を目的として実施しています展開検査につきましては、令和3年からの指導強化実施以降においても、検査対象とした車両のうち、年間で約8割の車両は搬入することができない産業廃棄物を混入して

いる現状となっております、当組合としましては、やはりこれを何とか是正していき
たいというふうに考えています。

丸の2つ目、土曜日搬入の試行につきましては、当初、適正搬入のインセンティブと
して活用することとして開始しましたが、想定した搬入台数及び量からすると低調
あることに加え、開始以降、これまでに3者と記載しておりますが、先ほど申しまし
たとおり、4者が土曜日搬入の取消しとなっております、そのうち、令和5年12月
には、以前に取り消した業者が再度取消しとなるような多量の産業廃棄物の搬入があ
ったことなど、当初に期待していた効果が見られない結果となっております、今後、土
曜日搬入の試行を終えることなども含めた検討が必要と考えているところです。

丸の3つ目、いずれにいたしましても、今後につきましては、引き続き、ごみ焼却工
場の安定処理とごみ量の削減に向けて展開検査を行い、構成市町に排出者等への指導
を依頼するなど、連携を取りながら、適正搬入を啓発していくこととし、併せまして、
産業廃棄物を所管されます京都府と合同で展開検査を実施することなども検討してい
くなど、適正搬入に向けた取組を進めてまいりたいと考えているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**奥田俊夫委員長** 以上で説明が終わりました。質問は何かございませんか。
宇佐美委員。

○**宇佐美まり委員** よろしく申し上げます。

現在、日本では、日々、多くの産業廃棄物が全国各地で不法投棄という形で廃棄され
ている現状が大きな問題となっていると思っております。

事業系一般廃棄物においては、焼却最終処分といった形で処分はされているものの、
各事業者が抱える問題から、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たないという状況もあり
ます。

当管内におきましても、事業系一般廃棄物は、土曜日搬入を含め、年間で検査対象車
両の8割に産業廃棄物の混入が確認されているならば、今後のことをしっかりと考え
て検討していく必要があると思っております。

不法投棄は、管内構成市町にとっても重要な課題であると考えています。

そこで、今後、京都府や構成市町との連携を検討するとされている中で、廃棄物の処
理及び清掃に関する法律に基づいて、改善命令や措置命令、事業の停止、許可の取消し
等の行政処分がされると考えられますが、いかがでしょうか。

○**奥田俊夫委員長** 池本施設部次長。

○**池本篤史施設部次長** 当組合は不適正搬入を減らすことを目的と考えておりますので、
決して行政処分が目的ではありませんが、資料でも例示させてもらったとおり、産業廃
棄物の許可を有する京都府との連携については、委員おっしゃるとおり、京都府による
行政処分を想定させることができるというふうに考えられるため、不適正搬入の抑止
力になるのではないかと考えております。

ですので、今後、京都府や構成市町との連携を含め適正搬入に向けた検討協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○奥田俊夫委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

事業系一般廃棄物に混入する産業廃棄物の不適正搬入を減らすための展開検査の結果、不適正搬入の取消しはやむを得ないことだと思っています。

また、その一方で、直近の5年間の展開検査の状況を見る限り、搬入指導の強化を目的に行われました令和3年度以降の展開検査では、産業廃棄物等の搬入が少量である現場指導対象車が107台、令和4年度の70台と、全体における比率も高いことが分かります。

これらの指導に対して、衛管担当者の方が現場でじかに対応して、そして、丁寧に指導していただくことで、徐々に改善が見られていることは見逃せません。

産業廃棄物の混入が少量にある一般廃棄物収集運搬業者への適切な指導が実を結ぶことにつながっていると思っていますので、今後も一層力を入れていただきたいなどと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○奥田俊夫委員長 要望でよろしいですか。

○宇佐美まり委員 はい。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

角谷委員。

○角谷陽平委員 すいません、よろしくお願いいたします。

ちょっと基本的なところ、確認なんですけど、展開検査のこの結果は検査実施台数とか、その適正搬入台数、不適正なものという台数は分かるんですけど、これ、それぞれの総搬入台数ってどれぐらいになるんでしょうか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 令和4年度の実績でご説明させていただきますと、家庭系の搬入台数は、年間で約1万4,000台になっています。日にしますと、約54台。

事業系につきましては、約2万台というふうになっていまして、これを日にしますと、約71台というような形となっております。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

つまり、それはこの1万4,000台と2万台合わせて、この3万4,000台がこの検査の対象になっているという認識でよろしいですか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 すいません。家庭系の方は対象にしていませんので、事業系の一般での2万台の中で対象にしているという形になります。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

2万台で、不適正なものの、あくまでこれは展開検査をして指導目的なんでしょうけども、そのサンプル数として正しいのかどうか分かりませんが、仮に2万台あって、例えば、令和4年度でお答えいただいたので、不適正な台数は90%ということは、1万8,000台は不適正なごみが搬入されていることになりますよね。そういう認識でいいですか。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 サンプル数の問題等によって、正確さは別にして、基本的に台数2万台のうち、サンプルを取った結果、9割程度が不適切であるということになりますので、1万8,000台あたりぐらいは、何らかの不適正な搬入が認められるかなというように考えております。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

程度の差といたら言葉は悪いですけども、ここの中でも現場指導ということで、その内容等によっても変わるんでしょうけれども、こうなってくると、根本的な話をお聞きさせていただきたいんですけど、こういう受入れできないような産業廃棄物等を受け入れたときは、当組合にとって、どういう不都合なことがあるのかというのを、勉強のため教えていただいでよろしいですか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 事業系一般廃棄物の不適正搬入といいますのは、大半に当たるのは、プラスチック類の混入が多く見られるところであります。

このプラスチック類につきましては、やはり焼却するには熱量が非常に高いものがありますので、焼却炉そのものの損傷につながるというふうと考えているところであ

ります。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

具体的に、耐用年数にどれぐらいの影響を与えるのか、年間のメンテナンスにどれぐらいの費用がかかるのか、そこまで試算されているものではないと思うんですね。

各市町の拠出金等々でももちろん運営をされている当組合なわけですから、事業者が不適正に、その仕分をするコストを省略して搬入されてくると。搬入業者も、お客様なわけですから、お客さんから集めたごみを、その場で「いや、無理です、これ」とかって言うわけにもいきませんが、コストを省略して、最終的にかかってくるコストを、ここで負担をするということで、外部からのコストを結局公のところ負担するとかよくある話になっているわけですが、費用のところは明確に変わってきたりとかするわけじゃないですか。もちろん年間多少差もあるとはいえ、大体85%とか、8割9割は不適正なごみがあると。日常化していると。

これが抜き打ち検査なのか、検査の強化期間ですみたいな、警察の取締りみたいにある程度、ちょっと言葉は悪いですけど、業者にとっても、「この週間は検査厳しいから、この辺は厳しめにやっとなかな」なんて、そういうものなのか、存じませんが、少なくとも8割9割っていったら、ほとんど不適正な搬入であると。

そうやってきたときに、当初見積もっていたその費用と、炉の耐用年数や、メンテナンス費用が変わってくるって話になったら、手数料の方に跳ね返させるというのも1つ、受入れ拒否、行政処分、受入拒否まではできるのか、行政処分ってなってくると京都府の話になってくるわけですが、手数料のところを変えとかということは可能な手段なんでしょうか。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 手数料等につきましては、近隣団体含めて、平均レベルということで、今の段階で据え置いております。

ただ、今後、今、委員さんからいただいた意見も含めて、手数料のことについても、引き続き、毎年、検討はさせていただいておりますが、検討していくべきかなというように考えています。

ただ、一方、今ご指摘いただいた費用面ですね。どれだけ不適切なものが入って、施設にどれだけ損傷を与えているのかというのは、非常に算出しにくい、出せないというのが正直なところでございます。

例えば、以前あったような金属類ですね。自動車工場から出てくるようなやつが入ってきて、コンベアを傷つけて、それを補修するというのやったら、明らかに補修費用とか明らかになってくるんですけども、令和3年度から展開検査、今までは月1回やったんですけども、令和3年度から抜き打ちで週1回実施させていただいています。

そのおかげもあって、そういう、以前入ったような金属類とか、そういうのはも

うなくなったというのは、確かに効果としてあったのかなというように思っております。

何分ご指摘いただいたように、許可業者の搬入する許可業者の問題。そして、排出する排出業者の問題等々もあって、なかなか難しいところではありますけども、今後、京都府さんなり構成市町さんと連携して、排出業者さんへの指導、搬入業者さんへの指導をさらに強化を進めてまいりたいというように考えております。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

なかなか対応策よろしく申し上げますと言っても、難しいところかなと思いますし、近年別に急にごみが増えてきたわけでもないのに、初めから費用は織り込んで予算つくられているわけですけど、市町の負担が当初から増えているというわけですので、どういった手段を取れば、初めから混入している前提でやっていくというのがいいのか、きちんと分別してもらうように指導するのがいいのかというのは、なかなか難しいところですし、もちろん今も既に考えて実施されているところかなと思いますけど、引き続き、また私も見させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 よろしく申し上げます。

先ほどのこともあるんですけども、年間に2万台ぐらいが入ってくるということですけども、土曜搬入の方については、申請があった21者ということで、事業者の数が分かっているということなんですけど、平日入ってくる事業者の数というのは分かるのでしょうか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 45社になっております。

○奥田俊夫委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 45社で、その中の、あまり言い方よくないですけども、大半が不適切なものを搬入していらっしゃるということで、何がいけないのかというのをまず全社にきちんと徹底してもらおうというふうなことを、既にされているとは思いますが、これだけ入ってくるということは、搬入業者もそうですけれども、排出する事業者の方に多いんじゃないかなというふうなので、排出する業者を特定できるものなんでしょうか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 展開検査の結果において、内容物で店名でありますとか、その業者が出したであろうというようなものが出てくることはありますので、恐らく排出事業者、固有の名称であろうというのは、想定はできます。

ただ、間違いなくそうかって言われると、ちょっとそこは、やっぱり出てくるもので、持ってこられているものなのであれですけども、確かにそうではないかなというような想定はできるようなこともあります。

○奥田俊夫委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 なかなか搬出者を特定して、その指導まで持っていくというのが、見ても、5%とか1桁台というのが多いというふうなことで、なかなか特定できないのかなというふうには思うんですけども、やっぱりその排出先が一番問題が多いんだらうというふうに思いますので、特定できるところについては、しっかり市町の方が指導の方をしていくということになってるんですけども、展開検査しないとそこは分からないですし、展開検査して初めて、3台とかそういうふうな感じで、なかなか全部のものを1年間通して特定できないというのは、本当に、先ほど言うてはったみたいに、機械を傷めるとか、そういうことがあると思うので、この指導がどれだけできるのかということにかかってくると思うので、今後、どう指導していくのかというのをまた考えて、特に何か新しいことって、提案できることではないですけども、お願いしたいと思います。

○奥田俊夫委員長 要望で。

○徳永未来委員 はい。何かありましたら。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 まず、はっきり、排出業者の方ですね。若干正確ではないんですけども、ある一定3,000者向けに、令和3年度からそういう展開検査を強化するに当たって、排出業者さんの方に、このチラシというか、リーフレットというか、チラシみたいなのを作成し、それを送付させていただいております。

一方、前回の条例で一部改正させていただいて、今後は、その排出業者を当組合に提出するという形にさせていただいておりますので、今後は、排出業者さんが明確になりますので、そういう意味では。

ただ、やはり排出業者さんなり、許可業者の指導権限は構成市町さんにございますので、その辺、やはり密に連絡を取って、お互いに立会いに行って、排出業者さんに指導に行くとか、そういうことを、この間、数多くではありませんけども、やらせていただいておりますので、そこを強化してまいりたいなというように考えております。

○奥田俊夫委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 よろしくお願ひします。なかなか大変やと思ひますけれども、お願ひいたします。ありがとうございました。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませぬか。
語堂委員。

○語堂辰文委員 よろしくお願ひします。

1 ページのグラフをつくっていただひているんですが、これでいきますと、2 年度については、適正というのがほとんどないということで、このグラフはなっているんですけども、この展開検査というのがいつあるということは、大体業者の方にはお分りになっていてこういうことになっていたのかですね。

それと、元年度については、適正が結構あったわけですけども、その辺りがどういうふうに移したのか。また、この展開検査を日常的にされるようになったにもかかわらず、適正というのが少ないその理由ですね。先ほどもお話しありましたが、これが 1 点目です。

次は、2 ページの方で、総括の最初の適正搬入のところの 3 行目、産業廃棄物の混入している現状ということでございませぬが、先ほど金属類とかプラスチック類ということでございませぬけれども、いわゆる今回搬入されている主な廃棄物、どういふものか、そこら辺をお願ひしたいんですけど。

以上です。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 すいませぬ。まず、展開検査の実施についてですけども、基本的には、業者の方に分らないような形で実施してあります。

令和 2 年につきましては、コロナ禍において、検査実施をちょっと自粛してあります、結果として、ちょっとほかとは違うような形のサンプルになってありますけども、あまりにも実施台数が少なかったもので、結果としてこういう形になっているというふうにご考慮しているところですよ。

令和元年につきましては、先ほど、施設部長の方からもありましたが、令和 3 年度以降に展開検査の強化をしようとしてあります、それまでは月 1 回というあたりで実施してありますので、その中で、結果としてこういう形になっていたのかなというふうにご考慮しているところですよ。

あと、不適正搬入の種類ですけども、やはり先ほど申しましたとおり、プラスチック類の混入、いわゆる家庭系の汚れたプラスチックは一般廃棄物で普通に燃やしているんですけども、事業者が出すプラスチックについては、基本的には産業廃棄物になりますので、今のところ、それが主なものになっているかなというふうにご考慮してあります。

以上です。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 産業廃棄物ということでございますので、私のところ、城陽の場合でしたら、山砂利の跡にいろいろと埋立てで、コンクリートがらとかいろんなことがあるんですが、そういうものについては、ないということで理解していたらよろしいということですね。

それと、プラスチック類の関係ですけど、一般廃棄物家庭系というので、結構、家庭ごみの中にプラスチック類、そういう袋なり、いろんな容器なり、包装容器なり入っていますけれども、それについては、一応焼却処理をされていると思うんですけども、こっちの産業系については、そういうものは一切駄目ということで理解させていただいたらいいということですね。それは分かりました。

前の方の、2年度について、コロナ渦中ということで例が少なかったということでございますけど、これ見ますと、3年度から、いわゆる日常的な展開検査ということでございますが、適正が少なくなっているということでございます。

先ほど聞きましたけども、その理由はどうなんでしょうか。1ページのグラフで、3年度から日常的な展開検査をしていただいているんですけども、この3年度、4年度、5年度と、適正が少なくなっている理由ですね。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 やはり検査の対象台数を増やした結果としまして、やはり先ほども申しましたとおり、不適切なプラスチック類の混入が目立ったというのがあったかなというふうに思っております。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 今お聞きしますと、回数が増えた、展開検査を徹底してやっていただいている中で、こういう形になっているということでございます。

やはり、先ほどからお話ありましたけれども、幾ら施設を新しくされましても、予想外のものが入ってきますと、様々な弊害も出てきますので、焼却と言いますか、処分に於いて、ベルトコンベヤー等の機器の損傷が起こらないように、これからも十分に展開検査の徹底をお願いしたいと思います。終わります。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、2点目の「最終処分場のあり方検討の中間報告について」の説明を求めます。

馬淵グリーンヒル三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 それでは、資料に基づき、「最終処分場のあり方検討の中間報告について」をご説明させていただきます。

まず、1、グリーンヒル三郷山の状況でございます。

グリーンヒル三郷山は不燃物の埋立てを行う最終処分場で、主に土砂類、自己搬入不燃ごみのほか、リサイクルセンター長谷山から排出される破碎選別処理後の不燃物残渣などを埋立て処分しております。

処分地は久御山町佐古梶石となっておりますが、宇治市、城陽市、宇治田原町に囲まれた場所にある久御山町の飛び地となっております。埋立て容量は20万 m^3 ございますが、平成13年度から埋立て処分を開始し、令和4年度末現在の累計埋立て容量は約9万2,000 m^3 で、埋立て容量20万 m^3 に対する進捗率は、46%となっております。

なお、破碎選別処理後の不燃物残渣と容器包装廃棄物選別後の残渣については、宇治廃棄物処理公社においても埋立て処分を行っております。

次に、2、最終処分場のあり方の検討状況でございます。

グリーンヒル三郷山の埋立て進捗率が50%近くになったことや、最終処分場の建設には10年近い年月を必要とすることなどから、今後の整備方針を検討するために、今年度、コンサルタント業者へ発注し、1つ目に、グリーンヒル三郷山をかさ上げし、埋立て容量を追加して延命化する方法、2つ目に、民間の最終処分場に処分委託する方法、3つ目に、最終処分場を新設する方法の3つの案の比較検討を行っております。

次のページの表に比較検討の状況を記載しております。

まず、①現処分場のかさ上げによる延命化の案ですが、かさ上げによる埋立て容量の増加分は2万 m^3 程度となり、長期的に安定した処理は困難であります。現処分場のかさ上げであることから、事業実施可能性は高く、利害関係者の合意形成も容易であると考えられます。

環境リスクについては、既設の遮水工と新設する遮水工の接続が必要となることから、安全性の確保について十分な検証が必要となります。

その他の課題としまして、現在進めている過剰浸出水処理対策として敷設するカバーシートの移設計画を再検討する必要がございます。

次に、②民間委託による案ですが、こちらは委託先の事業者の不適正処理や倒産のリスクが排除できないため、長期的な安定処理に不安が生じることとなります。

事業実施可能性と合意形成においては、組合管内には管理型最終処分場を保有した民間事業者がないことから、搬出先の自治体の合意を得る必要がございますが、事業実施可能性は低いと考えられます。

環境リスクについては、民間施設での処分となることから、不適正処理や施設の損傷等による環境リスクが組合で管理できないという面がございます。

その他の課題としまして、組合管外で処分することになるため、廃棄物処理法において原則とされている自区内処理が達成されないことや、搬入された廃棄物を一時保管するためのストックヤードの整備等の検討が必要となります。

次に、③最終処分場の新設案ですが、こちらは、組合において最終処分場を所有することから、長期的に安定した廃棄物処理が可能となります。

事業実施可能性と合意形成においては、適地選定など利害関係者の合意形成が必要

となりますが、一般的には、適正な候補地選定と丁寧な説明により、事業実施は可能と考えられます。

環境リスクについては、多重遮水構造の採用や適正な施設の管理により、環境リスクを極力少なくした施設整備が可能であります。

その他の課題としまして、自区内処理が達成されますが、施設の竣工から廃止まで長期間の適正管理が必要になることや、施設竣工までには8年から10年程度の期間を要することが挙げられます。

現在、このほかに各方法案の経済性等の比較検討を行っており、最終的に、総合評価を行った上で、今後の整備方針を決定することといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

中村委員。

○中村麻伊子委員 よろしくお願いたします。

埋立て進捗率は、毎年どれぐらい上昇していくのかということと、あと何年ぐらいで、この処分地がいっぱいになるというふうに見込んでおられるのか、教えていただけたらと思います。

○奥田俊夫委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 まず、グリーンヒル三郷山の進捗率なんですけども、令和4年度末現在で、進捗率46%となっておりますが、令和5年度の埋立て量は、約4,400㎡見込んでおまして、進捗率は48.2%となる見込みですので、年にしますと、2%ほど増加するということとなります。

それから、三郷山の今後の埋立ての完了する時期になりますが、こちらにつきましては、直近5年間のグリーンヒル三郷山の埋立て量の年平均が約4,200㎡となっておりますので、この状況が続けば、あと十数年は埋立てが可能であるというふうには考えております。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村麻伊子委員 そうすると、仮に、かさ上げによる延命化をした場合ですと、何年ぐらいの延命になるのでしょうか。

○奥田俊夫委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 先ほど言いました表にも記載しておりますとおり、かさ上げによる埋立て容量の増加分が2万㎡程度となっておりますので、現在の埋立て量4,200㎡平均から計算すると、5年程度ということにはなります。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村麻伊子委員 そうすると、新たに造るにしても、民間委託にするにしても、いずれにしても、そんなに長い時間をかけて検討するべきことでもないということになってくると思います。

今後、方針決定していきますというようなことですが、スケジュールはどういうふうに考えておられるのか、教えていただけたらと思います。

○奥田俊夫委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 現在、この3つの方法の比較検討を行っておりまして、この比較検討の結果を受けて、組合にとって最も望ましい今後の最終処分場に関する基本方針というところを来年度策定していきたいというふうには考えております。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村麻伊子委員 そうすると、来年度決定するまでの間に、もう一度こういう報告をいただけるということになりますか。

○奥田俊夫委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 現在、先ほども言いました費用対効果など、経済性の比較検討も行っているところですので、それらを含めた総合評価がまとも次第、議会の方にもご報告させていただきたいと考えております。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村麻伊子委員 分かりました。ありがとうございます。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 よろしくお願ひします。

先ほどのご答弁と重なるところもあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

グリーンヒル三郷山の埋立て進捗率が50%近くになったこととすとか、宇治廃棄物処理公社への産業廃棄物の搬入量が増加していることも含めて、宇治廃棄物処理公社の埋立て計画によっては、受入量が左右されることが予想されます。

その対策といたしまして、かさ上げによる延命化は有効な手段だとは思いますが、一方で、今年初めに起こった能登半島地震のような大規模な地震とか、あと、水災害が発生する可能性もありまして、そうなったら、搬入される廃棄物の量が大幅に増

えることも考えられます。

そこで有効となるのが、最終処理場の新規建設となると思うんですけれども、新設におきましては、付近住民の反対とか社会的背景から候補地の選定は難しいと思うんですけれども、現時点で候補となるような地域や土地がありますでしょうか。教えていただきたいと思います。

○奥田俊夫委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 今回の検討の中で、現段階では、最終処分場を新設する方法については、他事例を参考にしながら、一般的な施設を整備する場合を想定して検討を行っているところであり、具体的な建設用地までは決まっておられません。

ただし、現グリーンヒル三郷山の建設に当たっては、計画当時、最終処分場候補地調査業務を実施して、候補地の比較検討を行い、現グリーンヒル三郷山の用地を適地として選定しております。

その適地選定作業において、グリーンヒル三郷山の用地に関しては、現在の埋立て処分地を第1期計画地とし、その近接地を第2期計画地として検討した経過がございます。

ただし、その第2期計画地につきましては、当時、地図上の地形などから埋立て可能容量を算出しただけのものであり、現時点での事業の実現性は不透明なものであることから、今後、最終処分場の新設を検討する際には、この第2期計画地での建設が可能かどうかを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○奥田俊夫委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

要望といたしまして、付近の住民に対して、環境への悪影響が出ない形での選定や、適切な施設設備の設置をお願いしたいと思っています。

また、地域住民に対しての最終処分施設の必要性とともに、地域住民への説明会など、丁寧な対応をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、3点目の「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」の説明を求めます。

杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 それでは、お手元の資料に基づきまして、前半の工事関連部分につきましては私の方から、後半の環境学習機能の部分につきましては、エコ・ポート長谷山の所長の別所の方からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページ、工事の進捗状況でございます。

5ページの写真の方をご参照ください。上の写真、まだ工事のシートで覆われているような状況でございますけど、現段階では、もう少し進捗しております。

建物外部の工事につきましては、ほぼ完了しております、現在、下の写真のとおり、1階、2階、各階の内装工事を進めております。

3月上旬までにこれらの工事を完了いたしまして、並行しまして、各種機器の試運転調整を行う予定としております。

左上の写真に写っております、工場とつながります渡り廊下につきましても、2月中旬までに仕上工事を完了する予定としております。

各種工事の完了後、3月の中旬から下旬にかけて、消防検査、建物とエレベーターに係る建築確認の完了検査を受検した後、建物の引渡しを受ける予定でございます。

1ページに戻っていただきまして、(2)の工事内容変更に伴う契約変更でございます。

工事の着手後、工事を円滑に進めるため、工事内容等の変更を行ったところでございます。

表のとおり、工事から発生いたします建設発生土の指定処分地、城陽市にございますが、こちらの方が新規の受入れを停止されまして、受入れ再開も見通せないことから、新たな受入先を探しました結果、滋賀県の民間処分地でございますけど、こちらの方が受入れ可能となりまして、処分先の変更に伴いまして、当該の運搬、処分費用などが増加したものでございます。

変更の所要額につきましては、記載のとおりですけど、約1.75%、1,091万7,500円の増というところになっておりまして、こちらにつきましては、明日でございますけど、2月定例会の開会日に建設工事の請負変更契約について議案審議の方をお願いしたいと考えております。

(3)の今後のスケジュール(予定)でございます。

この3月末には工事の完成をいたしまして、引渡しを受けた後、4月から映像音響設備、ブラインド設備、電話・OA設備等の附帯工事を進めまして、什器備品等の搬入を行います。7月の連休13日から15日を使いまして、引っ越し、OAネットワークの再構築等移転業務を行った上、翌7月16日から、新しい事務所での業務を開始し、週末の20日に「環境ふれあいひろば(仮称)」オープニングイベントを開催させていただきたいというふうに考えております。

次の2ページ、2の設備備品等の発注状況でございます。

工事とは別に、新事務所棟の供用開始に必要な設備備品等の発注準備を進めております。

(1)は、リサイクル工房及び事務用什器備品の購入で、1月12日に入札を執行し、落札となっております。

本案件につきましては、地方自治法及び条例の規定によりまして、財産の取得（予定価格2,000万円以上）に関しまして、開会日に議案審議を併せてお願いする予定でございます。

(2)は、事務所棟の窓用ブラインド設備の購入で、(1)と同じく、1月12日に入札を行いまして、落札をされております。

(3)は、大会議室に係る映像・音響設備の購入でございまして、本案件は既に財産の取得議案を昨年10月5日の定例会開会日にご可決をいただきまして、契約の方を整えております。

(4)は、エントランスホールに廃棄物（プラ素材等）から創造いたしましたアート芸術作品を設置するもので、廃棄物の循環再生をテーマに、創作、文化芸術活動をされております秋田公立美術大学、藤浩志教授に「循環型社会」を象徴いたしますモニュメントの製作を依頼しております。

こちらにつきましては、京都文教大学さんとの地域連携事業の成果発表におきまして、新事務所棟に設置いたします環境学習施設に、より多くの住民の方に来ていただくための方策の中の1つとして政策提言を受けまして、準備を進めているものでございます。

これらの準備を4月以降進めまして、オープニングイベントには、皆さんの方にお披露目をさせていただきたいと考えております。

下の工事・施設の概要の表は前回と同じものでございますけど、機能等を示しておりますので、参考におつけをしております。

私の方からは以上でございます。

○奥田俊夫委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 それでは、私の方から、新事務所棟に設置します環境学習機能、「環境ふれあいひろば(仮称)」の概要についてご説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。

(1)の施設の基本理念としましては、組合環境方針の基本理念にあります「かけがえのないこの美しい地球を、しっかりと次の世代に引き継ぐ」ための取組を実践する場としまして、新設の主人公は、未来をつくる「こどもたち」というふうにしております。そこから、管内住民の皆様と協働しまして、進化・成長し続ける施設を目指していきたいというふうに考えております。

新しい施設では、まず、新たに地球規模の環境問題も学習対象に加えまして、次に、衣食住、健康など、身近な暮らしから楽しみながら学べるコンテンツを提供していきます。

その中で、来館者が主体的な気づきを得て、わたし発の行動に結びつけるそのような取組を展開していきたいというふうに考えております。

なお、施設の名称につきましては、来館者の親しみやすさや愛着度を高めること、それから、「こどもたち」にも優しく、分かりやすい施設をイメージしていただきたく、「環境ふれあいひろば」と命名したいというふうに考えております。

次に、(2) 運営の概要です。

①環境学習セミナー、ワークショップは、子供たちにも分かりやすく、かつ学習効果が高いセミナーやワークショップ、体験教室を開催したいと考えております。

例えば、地球環境問題や海洋プラスチック問題をテーマにしたワークショップのほか、太陽が丘とか植物園、宇治市植物公園とタイアップした取組も考えていきます。

それから、次に、②リサイクル工房機能の拡充です。

現エコ・ポート長谷山リサイクル工房で実施していますガラス工房と衣服工房は継続していきますが、こちら子供・親子向けメニューの拡充でありますとか、家庭の身近なものから、アップサイクルを実感してもらえそうなメニュー、そういうものを考えています。

次に、③リユースコーナーの開設です。

新たにリユースコーナーを開設しまして、館内に、ごみ減量、リユースの風土を根づかせていきたいというふうに考えております。

新たな施設では、子供用品や学用品、それから、衣食住、健康にちなんだ品目として、食器類でありますとか、スポーツ用品、アウトドア用品など、幅広い品目を取り扱っていききたいというふうに考えております。

また、不用品交換情報サイトを運営しております株式会社ジモティと連携をしまして、「そもそもごみとして捨てる前に譲る」という選択肢があることを住民の皆さんに周知するほか、組合で提供するリユース品を情報サイトに出品して情報提供をするなど、住民の皆様のリユース活動のさらなる促進を図っていききたいというふうに考えています。

なお、リユース品の確保につきましては、住民の皆様からの持込みと、自己搬入廃棄物からのピックアップにより対応したいというふうに考えておまして、開設準備として、来月の3月から、住民の皆様への募集も始めたいというふうに考えております。

次に、④施設見学の充実です。

クリーンパーク折居の施設見学については、現在は自由見学、予約制とはしているんですけども、新たな方法としまして、予約不要で自由に見学ができるようにしたいというふうに考えておまして、来館者が気軽に施設を見てもらえるような工夫というものも行っていきたいというふうに考えております。

次に、ページをおめぐりいただきまして、⑤常設展示、企画展示、環境関連図書コーナーの設置です。

常設の展示につきましては、住民の皆様が排出したごみがどのように処理されていくのか、中間処理、再資源化、最終処分までの一連の流れを伝えるパネル等を設置していきます。

企画展示については、地球温暖化問題でありますとか、海洋プラスチック問題等、環境問題全般をテーマにしたいというふうに考えています。

環境関連図書コーナーとしましては、子供から大人まで気軽に環境問題に触れていただけるような、関連図書を閲覧できるコーナーを設置したいというふうに考えております。

次に、(3) 開館時間及び休館日についてです。

開館時間については、午前9時から午後5時までとしまして、休館日も、現リサイクル工房の週2日から月曜日の週1日のみとして、開館時間の拡大を図ります。

最後に、(4) その他になります。

現エコ・ポート長谷山のリサイクル工房事業につきましては、新事務所棟への機能移転をしますとともに、その準備を考慮しまして、令和6年3月末をもって終了することとしております。

そこで、城南衛生管理組合リサイクル工房条例は廃止をたく、議会のご審議をお願いする予定としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○**奥田俊夫委員長** 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**奥田俊夫委員長** ないようですので、次、4点目の「ごみ減量施策の取組について」の説明を求めます。

川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** そうしましたら、資料に基づきまして、「ごみ減量施策の取組について」をご説明させていただきます。

まず、初めに、1、現状でございます。

まず、(1) ですが、社会的に環境保全や省資源・省エネルギーへ対応するため、3Rをはじめとする取組により、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成をより一層進めていく必要があります。

また、(2) のとおり、ごみの収集運搬や処理は、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しますので、地球温暖化対策の観点からも、ごみの減量が求められています。

(3) ですが、ごみの減量化等の取組を進めますと、処理するごみの種別や量が変化し、ごみの処理を担っている城南衛生管理組合でも、今後の処理施設の整備計画立案など大きな影響を受けることとなりますので、構成市町と連携しながら、ごみ減量施策を検討していく必要があると考えております。

次に、2、ごみ減量施策の検討方法ですが、令和6年度に予定しております当組合の本庁移転後に、住民や学識経験者、議員、構成市町により構成される循環型社会推進会議を設置し、ごみ減量施策について、意見を取りまとめたいと考えております。

資料の図、循環型社会推進会議スケジュールをご覧ください。

令和6年度は循環型社会推進会議を3回程度開催し、紙ごみやプラスチックごみ対策をはじめとするごみ全般についての減量化施策の意見を取りまとめ、その内容を構成市町へ提言したいと考えております。

提言した減量化施策については、各構成市町でさらに検討していただき、令和7年度以降、順次実施していただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。
徳永委員。

○徳永未来委員 循環型社会推進会議の構成として、住民や学識経験者等によりというふうなことなんですけれども、何年ぐらいを予定されているのでしょうか。

○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 すいません。今まだ具体的に何名ということを決定はしておりません。構成市町と今協議中ということですが、なるべく全ての市町さんから住民の方が来ていただけるような形で開催したいというふうには考えております。

○奥田俊夫委員長 何年ぐらいって聞いてはった。

○川戸辰也施設課長 何人じゃない。

○奥田俊夫委員長 年、年です。

○川戸辰也施設課長 すいません。まずは、令和6年度設置をさせていただいて、その後も、取組状況等の確認ということも含めて、継続して設置をさせていただくということを用意しております。

○奥田俊夫委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 3回までに、今回、取りあえず減量について話し合っ、その後も定期的に会議は行っていくということなんです。

推進会議の中で、話し合われることなんですけれども、城南衛管として、どうやったらごみを減らせるかというふうな案みたいなというのは、一定持ち合わせて、この会議を進めていくというふうなことも考えていらっしゃるんですか。

○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ごみ減量のこれといった案があるわけではないんですけれども、例えば、課題となっているところでいうと、焼却ごみの中のごみの種別を分析しますと、大体紙ごみが4割。その中で半分ぐらい、全体の2割ぐらいはリサイクル可能な紙であったりとか、あと、水分が比較的多いであるとか、あと、プラスチックなんかもかなり混ざっているというような状況がございますので、まずは、そういった大きなものを何とかリサイクルに回していただくであるとか、もしくは、削減をしていただく、行動変容につなげていただくというような何か取組ができないかなというようなイメージは持っております。

○奥田俊夫委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 プラごみで食品のこびりついたようなプラスチックは、そのまま燃やすというのが、楽なので、洗わずに出されるという方が本当に多くいるんじゃないかなというふうにも思いますし、その意識をどうやって変えていくかというので、先ほどの施設がどれだけ力を発揮するかということになってくると思うんですけども、各市町が、どれだけごみを減量させていくかというふうなのが大切になってくるのかなというふうに思うので、会議の方を随時進めていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、5点目の「ボトルt oボトルリサイクル事業の実施について」の説明を求めます。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づきまして、「ボトルt oボトルリサイクル事業の実施について」をご説明させていただきます。

初めに1、概要でございます。

構成市町の3市3町から回収されたペットボトルの処理につきましては、令和4年度から、サントリーグループとともに実施するボトルt oボトルリサイクル事業により処理を行ってまいりました。

今回、久御山町に工場があるコカ・コーラボトラーズジャパンから、ボトルt oボトルリサイクル事業へ参画したいとの要望があったため、令和6年度から、サントリーとコカ・コーラの2者により、ボトルt oボトルリサイクル事業を展開したいと考えております。

資料の中ほどのボトルt oボトルリサイクル事業のイメージ図をご覧ください。この図により、ボトルt oボトルリサイクル事業の内容についてご説明させていただきます。

図の左上、3市3町が収集したペットボトルは、図の右上、城南衛生管理組合のエコ・ポート長谷山で異物等を取り除いた後、圧縮成形し、図の右下、ボトルt oボトルのリサイクラーに引渡します。

このリサイクラーは、写真のようなペットボトルの素材であるプリフォームを製造し、それを図の左下、サントリーとコカ・コーラに納品し、各工場では熱と空気によってプリフォームを膨らませることでペットボトルに成形し、ペットボトル飲料が消費者に供給されるというサイクルになります。

ペットボトルは単一素材で作られていることから、再資源化しやすく、消費されたペットボトルがペットボトルによみがえることで、半永久的にペットボトル容器の再利

用が可能となるため、二酸化炭素の削減に大きく貢献できます。

次に、2、経過等についてですが、久御山町にあるコカ・コーラ京都工場は、ペットボトルの原型品であるプリフォームをペットボトルに成形しており、今回、ボトル t o ボトルリサイクル事業に参画したいと要望を受けました。このコカ・コーラ京都工場は、サントリーと同様に、管内の工場でペットボトルに再生できる能力を有しています。

また、組合のペットボトルを管内で確実にペットボトルに再生できるのは、現在のところ、サントリーとコカ・コーラの2者のみとなります。

次に、2ページ目、3、事業効果ですが、1つ目に、地元工場で再生されますので、管内住民のリサイクル意識への啓発効果が大きいと考えております。

特にコカ・コーラボトラーズ京都工場は、工場見学が可能であるほか、ボトル t o ボトルが学べるブースを新設することも予定しておりますので、一層の啓発強化を図ることができると考えております。

また、管内小学校の環境学習として、当組合の施設を見学していただいておりますが、例えば、その見学の一環にコカ・コーラの工場を組み込み、ペットボトルの廃棄から再生されるまでを通して学ぶこともできるのではないかと考えております。

2つ目に、住民・事業者・行政が一体となった取組を進めることで、管内の循環型社会形成の推進に寄与することができます。

3つ目としては、ペットボトルの製造に使用する化石由来の燃料が削減されるため、二酸化炭素排出量が抑制されます。

最後に、4、その他ですが、ボトル t o ボトルリサイクル事業を実施するに当たり、協定書の締結式を2月28日に行う予定としております。

また、ペットボトルの売却単価につきましては、近畿圏で日本容器包装リサイクル協会に引き渡している団体の価格を参考に、毎年金額を設定していくこととします。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○**奥田俊夫委員長** 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

角谷委員。

○**角谷陽平委員** すいません、確認だけなんですけど、この取組自体は大変すばらしいことと思うんですけど、確認なんですけど、このB t o Bのリサイクラーのところにお渡しするわけなんですけど、今、ペットボトル収集したものを日本容器包装リサイクル協会に引き渡している、要は、このペットボトルの素材をリサイクルするリサイクラーに渡しているというか、売り渡しているわけですね。だから、今回のこの事業をやるに当たって、サントリー宇治川工場さんとか、コカ・コーラ京都工場さんの分、もうサントリーはやってはるんでしょうけど、要は、その分だけ取り分けてリサイクラーに渡すというイメージになるんですか。流れがよく分からないんですけど。

○**奥田俊夫委員長** 川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** 容器包装のペットボトルにつきましては、容器包装リサイクル協

会に引き渡すということも可能なんですけれども、基本的に、別の業者さんにリサイクル目的で引き渡すということが認められておりまして、今回は、もともとサントリーさんもそうなんです、容器包装リサイクル協会とは別で契約をした上で、このリサイクラーさんに引き渡すという形を取っております。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

引渡し価格は参考ということなので、あまり変わらないんでしょうけれども、ペットボトルがリサイクルされること自体、私は非常に素晴らしいと思うんですけど、要は、この協会に引き渡すよりも、より地元のサントリーさんとかコカ・コーラさんに渡すということがよりよいというのは、ただ単に、協会とかに比べて、運ぶ距離が短いとか、そういう意味なんですか。少し意味が分からないんですけど。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 すいません。容リ協会の方に引渡しになると、容リ協会さんは、そこからペットボトルの入札行為をされて、業者さんを決定されていまして、ペットボトル自体は、素材的には単一素材で優れているんですけども、要するに、全てがボトルからボトルには変わってない。容リ協会に任せれば、ボトルからボトルに変わった割合というのは、私の記憶では、大体2割程度にとどまっていたというところなんです。だから、それ以外は何かプラスチックの容器とか、そういった形で利用されていたというところなんです。

今回、令和3年度からサントリーさんとのボトルt oボトル事業をさせていただいているんですけども、まず、サントリーさんが管内の城陽市さんの方にあるということと、そして、ボトルを確実にボトルに戻す、ボトルからボトルに戻すことによって、CO₂の削減が60%削減されます。バージン素材からペットボトルを作るよりも、ボトルをボトルに戻すことによって、CO₂が60%削減されるという効果があります。

一方、管内の工場で、ボトルに生まれ変わるということですので、住民さんにとっては非常に理解しやすいというか、分かりやすいリサイクルということで、効果があるということで、我々として、令和3年度からサントリーさんと、このボトルt oボトル事業を実施してきたというところなんです。

今回は、新たにコカ・コーラさんの方もできるので、どうか我々もさせてもらえませんかというお話があったので、サントリーさんとコカ・コーラさん了解の下、令和6年度からは、城陽にあるサントリー宇治川工場と久御山にあるコカ・コーラ京都工場がボトルに生まれ変わっていくという事業内容になっております。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。

それでいくと、このB t o Bリサイクラーさんというのが間に入っているようなんですけど、このB t o Bリサイクラーというのは、サントリーなり、コカ・コーラの傘下にあるところやから、それぞれのところに渡すという、間にB t o Bリサイクラーを挟んでいるのに、なぜコカ・コーラと協定を結ぶのかというのも分からないんですけど、どういうしくみになっているんでしょう。

○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 リサイクラーさんは、いろんな会社にプリフォームというのを納めている会社ですので、コカ・コーラさんなり、サントリーさんが、「このリサイクラーさんに納めてくださいね、通してくださいね」という指定がありまして、そちらの指定を受けて、うちがそこと契約をして、そちらの方に引き渡すというようなスキームになっているということでございます。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

何回も申し上げますけど、この事業自体は別に私、何やということじゃないんですけど、イメージが分からないのは、今までもリサイクルになっていたと。入札にかけてペットボトルなるのは2割ですと、ほかの物にリサイクルされる。別にほかの物になっても構わんような気が。ほかの物だって、それはバージン素材で作るよりはCO₂が削減されるのか、CO₂削減効果で、より削減されるとかということなのか。

あと、1つあるのは、その業者さんにとっても、サントリーさん、コカ・コーラさんにとっても、例えば、こういうリサイクル素材を使うことによって、よりCO₂を削減することができるということで、今、企業も目標ありますから、こういうことで達成するということに対して、非常に意欲的に取り組んでいただくということでこういうことをやるのか、要は、リサイクラーさんに、全部渡してしまえば、適当にリサイクラーさんが探して、ペットボトルにリサイクルされるような気もしますし、それがコスト的により安くできるなら、もともと公のところが事業化しなくても、勝手に民間でやるような気もしますし。

こういうことをすることによって、新たな費用が別に組合に発生しているとか、その事業者さんとこの協定を結ぶに当たってこういうことをしてもらうので、新たに、例えば、お金を、別に費用がかかるんでしたら、組合で持ちますとか、よりこういうことをするためには、例えば、人手をかけて、より何か選別するとか、そういうことは別に必要としているわけじゃないということでもよろしいですか。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 すいません。私の説明不足でありまして、まず、容リ協の方にお問い合わせすると、私の記憶では、今は3割程度いっているのかもしれないんですけども、ボトルか

らボトルに変わるのが3割程度。それ以外もプラスチックとしてリサイクルされるというのは言われているとおりです。

でも、このボトルからボトル以外のリサイクルというのは、一旦使われれば、その後、焼却処分されるとか、埋め立てられるとか、要するに、1回のリサイクルで終わってしまう。ボトルからボトルに変わるといことは、半永久的にそれがボトルに変わってくるというところで、大きな違いがございます。

あと、ご指摘いただいた、このことによることによって、当組合が何か余計な経費がかかるとか、余計な仕事量が増えるとか、正直、細かく言えば、ちょっと2つの業者さん、サントリーさんとコカ・コーラさんになるので、そこはちょっと少し手間は、事務的な手続は増えますけれども、特段そこによって、この民間企業の飲料メーカーさんをお願いすることによって、我々が費用を負担するということは一切ございません。

飲料メーカーの現状ですけれども、2030年度に向けて「ペットボトルはペットボトルに返していきましょう」というのが飲料メーカーさんの今目標になっています、大きな目標になっています。何らかの形で、2030年度には全て変えていくという形で取組をされています。

そういう中で、やはり事業系とか自販機に入っている汚いペットボトルは非常に、再資源化しにくいというのが、現状、飲料メーカーさんも苦慮されていまして、要するに、質のいいものは、自治体のものが、住民さんが出してもらったやつはきれいやということで、各メーカーさん、サントリーさん、コカ・コーラさん、キリンさんとか、伊藤園さんとか、いろんな飲料メーカーさんが、今、自治体の物を引き取って、ボトルt oボトル事業をされているという現状であります。

以上です。

○奥田俊夫委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 このボトルt oボトル事業の各当事者のメリットとコストの関係で、もう一度ちょっと整理させていただきますと、もともと、ペットボトル自体が世の中の悪者になった時期がありました。海にペットボトルが流れてとか。

そういう中で、ボトルメーカーは、「自分とこの会社は、B t o Bをすることで、出しているペットボトルを回収してまた使うから、自分とこの会社のペットボトルは、サステナブルですよ」ということを打ち出したいという思いがありました。

そういうこともありまして、サントリーさんが、2030年には全てリサイクルしますとか、コカ・コーラさんも同じようにそういうことを打ち出しておられた。

ただ、そのときにどうやって安定的にペットボトルを仕入れるかというのが課題でありました。

城南衛生管理組合にとっては、この取組をすることで、地元でペットボトルが再生できますよということを地元の住民の方にアピールできるので、再生の度合いといえますか、衛管に集まってくるペットボトルの量も増えるだろうというメリットがあります。

お互いのメリットはそういうところではあるんですけども、もう1つ、あと、経費

の関係で、余分にお金かかることはないんですけども、1つ、いいことだからといって、毎年、容リ協に売ってもお金が入ってくるわけですから、それよりも損するのは、組合としても困りますということで、容リ協が近隣の自治体で売っている価格の高いところに維持できるように、スタート時点は、少なくとも前の年よりも、その前の年よりも高い金額で設定ができるように、そういうルールを決めて、サントリーさんと、価格設定を行ってきました。アピールもできるし、組合にとっては高く売れるしという、両方ができるようにと。

ある意味、ボトルメーカーにしたら、多少高くなっても、安定的に材料が入ることと、あるいは、そうしてB to Bをしているという打ち出しのことを考えると、そこはあまりこだわりにならなかったということがあるので、金額も一定高い値段で買っただけ。しかも、打ち出しができるということで、取り組んできた経過がございます。

それをコカ・コーラさんともやることで、さらに啓発効果を高めたいというのが今回の取組でございます。

○奥田俊夫委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

本当によく理解できました。大変いいことだと思いますし、大いにアピールしていただきたいなと思いますし、ペットボトルを服にリサイクルして、1回それを着用したら、最後焼却という話ですから。これは無限に、半永久的にリサイクルできることであり、企業にとっても、組合にとっても、地元住民にとってもいいと。地球環境にもいいという話だと思いますので、理解できました、ありがとうございます。

以上です。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

語堂委員。

○語堂辰文委員 1点だけ。最後のところ、4番、その他の(2)のところ、売却単価を書いていただいています。日本容器包装リサイクル、こちらにも引渡しをされているということでございます。サントリーにも、そういうことで、受け取っていただいていると。それぞれの単価はどうなっているのかが1点目です。

それから、今後、これにコカ・コーラさんが加えられるということでございますけれども、これは搬入になるのでしょうか、引取りになるのでしょうか。配送といいますか、運送ですね。その2点。

○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 まず、売却単価につきましては、先ほども説明がありましたように、日本容器包装リサイクル協会の落札の実績、こちらの方の高めのところで協議をさせていただいてということで、基本的には、サントリーさんとコカ・コーラさんと同じ額

でさせていただくというような形を考えております。

引取りの方は、引取りに来ていただくという条件での金額設定ということになっております。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 後の方は分かりました。引取りに来られるということで。前の方で、幾らなんでしょうか、それぞれ。

○奥田俊夫委員長 別所長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 今年度の契約単価は、1トン当たり、5万604円というふうになっております。

○語堂辰文委員 どちらも？

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 すいません。今現在は、令和3年度からサントリーさんとのみ、全量サントリーさんの方をお願いをしているので、全量をサントリーさんの方で引き取っていただいて、単価が5万1,000何ぼというお答えであります。

来年度からは、コカ・コーラさんもそこに加わってくると。サントリーさんとコカ・コーラさんに、私どもとしては、売却単価をいただくということになっています。

○語堂辰文委員 分かりました。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時16分閉会